

## 第8回 和歌山県河川審議会議事録（公開用）

日時：平成19年7月5日（木）14時00分～

場所：アバローム紀の国 4階 羽衣の間

- 委員の紹介
- 河川・下水道局長挨拶
- 河川審議会会長の選出
- 会長挨拶

○議長 それでは、議事の（1）二級河川太田川水系の流域概要等に関する情報交換および治水、利水、環境の現状について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、第8回河川審議会ということで、まず那智勝浦町の社会環境と太田川水系、那智川水系の流域概要についてとりあえず説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず初めに、水系の概要でございます。和歌山県の南東部に位置します那智勝浦町、この中に太田川、那智川がございまして、太田川につきましては 108.3 km<sup>2</sup> の流域面積を持ちまして、一部古座川町を流域に持っております。一方、那智川につきましては、24.47 km<sup>2</sup> の流域を持つ河川でございます。

那智勝浦町の流域の人口、世帯数でございますが、世帯数は微増でございましたが近年減少傾向にございます。人口につきましてはずっと減少の傾向にあります。

産業につきましては、第一次産業が昭和45年のあたりには就業者数が3,000人ほどあったんですが、今は、17年につきましては、その16%程度というような落ち込みになっております。第二次、第三次産業についてはおおむね横ばい、やや減少ぎみというような状況でございます。

また、この那智勝浦町流域に色川茶、くろしおイチゴというような農村の活性化をもとにブランドをつくってるものだとか、昔からあります那智黒石、碁石に使われるつやのある黒い石、硯石に使ったりするものがあったり、那智勝浦町といえばマグロの産地でございまして、有名なところでございます。

次に、太田川流域の施設の概要ですが、まずこちら阿弥陀寺でございます。それと、あと上流側には円満地公園だとかがございます。大泰寺もこの中流にございます。

次に、那智川流域については、上流に那智の大滝がございまして、その中に

は世界遺産を含むたくさんのお産がございます。中には大門坂といった昔の熊野詣の往時の跡を残すような形を持つものもございまして、那智の那智大社もございます。青岸渡寺、これは 33 番の第一番札所というところでございます。河口付近には補陀洛山寺がございまして、世界遺産が集約されてるような、歴史に配慮するべきものがたくさんあるという流域を持っております。

流域の地質につきましては、ほぼ全域が泥岩質を優勢としておりまして、一部上流域で砂岩を持つというような地層となっております。

流域の土地利用については、ほぼ両流域とも 95% 程度山地でございまして、違いにつきましては、太田川水系につきましては水田、畑の割合が比較的多く、那智川につきましては河口部のあたりに宅地が発達しているというような違いがございます。

これは航空写真でございまして、昭和 41 年の写真でございます。太田川はこちらの高芝と下里のあたりに市街地が形成されているというところです。こちら最近の平成 16 年なんですが、ほぼ先ほどの地形と変わらず、土地利用の転換というのは見られないということです。

次に、那智川につきましては、こちら、今改修の汐入橋と上流にあります川関橋というのがここにありますが、市街の形成はこちらの汐入橋の串本寄りの方にございますのと、こちらの 42 号の交差点入り口、補陀洛山寺のあたりに形成されているというところです。近年で見ますと、もともとある市街地はもちろんあるんですが、那智川の汐入橋の上流の右岸に市街地が新しく形成されているというふうな変化が見られます。

流域の年間気温ですが、約 17℃ でございます。これは新宮観測所の平均でございます。また、流域平均の降雨量については、全国平均が 1,700mm という数字に対しまして、年間降雨量 3,000mm を超える大変雨の多い流域を持っております。

次に、太田川流域の治水、利水、環境の概要というところを説明させていただきます。

太田川については、過去の出水でございますけれども、34 年の伊勢湾台風からずっとたびたびの被害がございまして、近年では平成 10 年の集中豪雨によりまして、床上、床下 15 戸の浸水被害がございます。また、13 年には台風 11 号

によりまして合計 261 戸の浸水被害をこうむっております。これが平成 13 年 8 月の洪水時の浸水状況ですが、赤色が浸水した流域でございまして、下流から中流域の平野についてはほぼ浸水してしまっているというような状況でございます。こちら下流の状況で、ほぼ水田が水没しているような状況でございます。こちら中流、支川の中で庄川の付近なんですが、こちらも水面一面が冠水しているというような状況です。同じくこういった、ほぼ冠水状況であたりがわからないような状況にもなっております。こちらも同じく、これは道路が完全に見えない状況でございます。

太田川の治水の沿革でございますが、昭和 33 年に太田川の支川の小匠川ダムがあるんですが、そちらの小匠川があるんですが、そちらの上流に農地防災ダムとして建設がされております。また、河川事業につきましては、河口から 2 km 区間ではございますが、河川改修事業ということで実施されております。

こちら、太田川の現況の流下能力でございまして、これは今、こちら右岸の堤防だとかそういった断面の貯留だとか護岸の高さを評価しまして、どれぐらいの流量が流れるのかというのをこの模式図であらわしたものでございまして、ここでしたら  $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$  程度は流れるんですが、もう少し上流に行きますと、川幅が狭くなったり護岸が低くなったりすると  $600 \text{ m}^3/\text{s}$  程度しか流れない、このあたりでは  $300 \text{ m}^3/\text{s}$  程度しか流れないというようなものをグラフ的に表記したものでございます。流域的にはおおむね  $500 \text{ m}^3/\text{s}$  程度の流下能力を持ってるというようなものでございますが、先ほどの被害をごらんいただくように、流下能力は不足しているというような状態です。

利水の状況になります。こちら太田川の主な用水の取水堰でございますけども、まず初めに下流から 3.3km のあたりに那智勝浦町の上水道の取水口がございまして、こちらが大きな利水の 1 つでございます。そのほか、こちら中流から上流にかけましては田んぼに水を引く取水堰がたくさんこういったふうにございまして、水の利用がされているという状況です。

次に、自然環境ですが、一応流域が長くございますので、下流域、中流域、上流域というふうな形で少し分けて説明させていただきます。

まず、下流域ですが、こちらはかなり河口も近い、海も近いというところで、一面に水が緩やかと流れている状況で、川沿い、水際にはアシだとかそういう

ものが生えているという状況でございます。

次に、中流域につきましては、このように瀬や淵が徐々に形成されているという状況で、川も蛇行しているというところから、自然も豊かな状況で、河畔林が生えておったり、これは竹、モウソウチクなんですが、そういうものも生えているというような中流の状況でございます。

次に、上流域でございますが、こちらかなり山が迫った、こういうV字谷というんですけど、V字渓谷の形成をしておりまして、水のきれいなところでございます。こちらになれば河床の石の背も大きくなりまして、こういう水も白く立つような状況になっています。

上流域で見られる動植物ですが、中流には水の中にタカハヤだとかカワムツのB型というのがございます。あと、よく見られるカワガラスだとかいうのは見られておりまして、オシドリというのも見られます。川ぎわにはスダジイというようなこういう広葉樹も見られまして、あとウバメガシ、これは和歌山の木ですが、そういうのも上流域では確認されております。

次に、中流域でございますが、川の巣にカワセミも確認されております。ホオジロという、こういうツバメによく似たものですが、そういうのも確認されております。あと、魚についてはウグイというような形の少し大きめの魚だとか、アユ、回遊魚のアユですね、あとシマノウチという底に住む魚も確認されております。流域の状況としてはこういった河畔林が発達しておるというような状況です。

次に、下流域につきましては、先ほども見ていただいた写真もあったように、水際にはこういうヨシ群が発達しております、川の中にはオイカワだとかゴクラクハゼといった、ここにおるんですけども、こういった魚が見られております。鳥類につきましては、カワウ、ササゴイ、イソシギというような鳥類も確認されております。

調査の中で重要貴重種というところのもののこれが一覧でございますが、一応和歌山県レッドデータブック 13 年度版で抽出されておりますものを見ますと、鳥類で 5 種類、魚類で 4 種類、植物で 6 種類というような、こういった動植物が確認されております。

太田川の水質でございますけども、太田川は環境基準の A 型というところで、

環境基準が 2.0 という当地域でございますが、数年にわたってます良好な水質が保てておるというような状況です。

最後に、先ほどから申し上げました水系のまとめという形を話します。

治水につきましては、度重なる洪水被害をこうむってきておりました。現況の治水、安全度というのは低い状況でございます。近年で、平成 13 年 8 月に浸水被害 261 戸ございましたけども、そういうものもまだ発生している状況でございます。

利水につきましては、河口から 3.3 キロ付近にあります那智勝浦町の上水道と、それと並ぶ取水堰、そして農水として利用されております。あと、流量が豊富というところで、渇水被害というのは生じておりません。

河川環境につきましては、河道は瀬と淵が連続しててきておる多様な空間を形成しております、ヨシノボリ、アユ、カワムツなど魚が生息しております。太田川の両岸につきましては、全川にわたって河畔林が断続的に継続しております、カワセミなどの鳥類が生息するなど自然豊かな環境というふうになっております。

以上が太田川につきまして概要説明させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長 はい、どうもありがとうございます。

ただいま太田川の流域の概要について説明がありました。最初の方は那智川も含めて少し気象条件等の説明もありましたが、これから質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問お願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○委員 私、環境ということで初めて参加させていただいたんですけども、那智川と、それから太田川は身近な川なんで、行く末がどうなるかとすごく心配なんです。それで、那智川に関して住民のワークショップがありまして、暮れに。そのときいろんな住民の、私たちの意見は環境を守ってほしいということで、今ある魚とか植物を大事にしてほしいということだったんですけども、もうそのときには既に原案の横に入るんじゃなくて、もう話が決まってる、広げるという前提のもとで、その中で少し、どんなふうに広げるかとか、残すとか、護岸をどうするかとか、そんな程度の話だったんです。やっぱりここに見てたら原案と

いうのがあって、それから住民が入ってどうするかというように話し合うんじやなくて、その辺がちょっと不思議だなと思うんです。

那智川に関しても、やっぱりもうすごい土砂が流れ込んでて、ほとんど真ん中は細い川みたいになってて、あとはほとんど土砂で埋まってるんです、那智川が。今回川関橋から汐入橋まで触るのは左岸だけということで、右岸はそのままになるというんですけど、その右岸にものすごい土砂がたまってて、5分の2ぐらいはもう土砂なんです。だから、それでももう決まってしまったことだったらしようがない、すごい広い竹林もなくなる、鳥がたくさんすんでる竹林もなくなる、それから大きなクスノキもなくなる、それが悲しいことなんです。それはしようがないとして、今度太田川はやっぱり、まだ何も手がついてないんだったら、太田川だけは何とか自然を守って、今見ていただいたようにすごいいいところですので。

あと、ちょっと足りなかつたのは、今ハマボウがすごいきれいなんです、太田川の河口では。それは三浦半島から鹿児島までの河口にずっと生息してたハマボウって、黄色いアオイ科の花なんですけど、川の護岸工事に伴ってずっと消えていったんです。それで、また那智勝浦とか御坊とかそういうところにはすごい残ってて、今度はハマボウを観光の1つにしようかと言ってますし、私、知り合いの熊野自然保護連絡協議会の方とか、それから河口近くの区長さんなんかにお聞きして、今太田川どうなってるんですかって聞いたら、太田川を大きく触るのはやめてほしい、閉塞している中洲をとってほしいということは要望してるっておっしゃってたんです。そんな状態で、あともう一つは小匠のダムなんですけども、それも最近うわさではいつ決壊するかわからん、危ない危ないとか言われてるんですけども、それを専門的に調査して、本当に危ないもんかどうなんかというのを情報開示してほしいということと、それからシロウオが去年ぐらいからとれなくなつたんです。太田川の河口の名物だったんですけど、シロウオがとれなくなつたと。それから、アオノリもだめ。ウナギの稚魚もいなくなつたと。それは、水が少なくなったからかなって言つてるんです。水量が少なくなったので、潮がずっと上がつてくるんです、大分上の方まで。ほとんど塩水やって言うんです。さっき画面で見せていただいた、河口の方は緩やかに流れてるって言つたのは、河口の反対、左岸の方で、右岸の方はも

うほとんど詰まっている状態なんです。左岸は結構あんな広くなってるんですけど。

だから、どこでもやっぱり今は、山の関係の方もいらっしゃる、委員は山の方でいらっしゃいますけども、土砂をとってもまた山から土砂が流れてくる。やっぱり山と川とは関連してますから、工事屋さんも土建屋さんも仕事がなかつたら困るんで、河川も方も、河川関係の山の保全とかというふうに、何かもうちょっと広い意味で川を守っていきたいなと思うんです。

そんなもんで、すみません。

○議長 貴重な意見ありがとうございます。

これは、主に河川の整備計画にかかわる問題ですが、この四、五年河川審議会もブランクなっていますし、恐らく流域委員会も開かれてないんでしょうね。具体的な工事の実施等に関する問題は整備計画の中で詰めていく課題だと思うんですが、事務局の方で、今のご意見に対してお答えいただけますでしょうか。

○事務局 いろいろ貴重なご意見ありがとうございます。環境ということに関しましては、非常に難しいというか重要な問題でもあると考えております。議長も先ほどおっしゃいましたけど、整備計画の中ででもまた検討していくというような課題というふうに認識しております。

○議長 先ほどありましたように、基本方針というのは長期的な視野で、主に計画の基本となる流量をどうするか、もちろん河川環境の将来ビジョンもあるんですけども。それで、数十年単位の整備計画では、各流域で地元の方々が入って議論して、それぞれの箇所をどうするかという議論が進められていくと思います。ぜひ整備計画を練る流域委員会でしっかり議論していただき、それを踏まえて工事が進むようにしていただきたいと思います。

先ほどの現状だけの資料では、過去からどうなってきたのかというイメージがつかめない。例えば、河畔林が昔どうで今はどうなっているのか、河道の状況もそうですが、そういうものを少し資料でお示しいただけたらと思うのですが。恐らく近年、川が非常に変わってきておりますので、例えば水が多く出なくなるとか、土砂の堆積によって河道の中にどんどん植生が繁茂するとか、そういう問題があって、これはいろんな立場から非常に議論の多いところで

す。ですので、ぜひ過去の川の状況と現況を比較するという形でこの資料を示していただけたらよいと思います。

ほかに何か。どうぞ。

○委員

幾つか情報提供というか、も含めて意見申し上げたいと思いますが、この間新宮の方から連絡いただきて、7月の1日に太田川の長井という、この地図にありますが、長井というところでオオサンショウウオが見つかっております。ご承知かと思います、読売新聞の7月2日に出てますが、小学生が見つけたと。体長は1m20cm、川のそばの道をはってたということで、私もこういう関係の動物、目下調査しておりますけれども、この間の新聞によれば太田川ではちょいちょい見つかっておったんだとこうあるんですが、私はひょっとしてどなたかがここへ、小さい、まだ小さいものを逃がしたんじゃないかなという想像はしております。つまり自然分布であるということはちょっと考えにくいですね。古座川の支流の左側に、これも人為分布でありますけれども、ここは繁殖して定着してしまったというようなことはありますけれども、太田川水系で初めてこの話が出ました。自然分布であればもっと古くから地元の人の大勢の人が承知しているということになろうと思うんですね。ですから、ちょっとこれ、こんな大きな逃がしたのじゃないと思いますけれども。

ただ、これ特別天然記念物だから、ちょっと言い方を簡単にしますけれども、どこにおっても、おるということが、ちょっと何というかな、そんな簡単に触れないというたらあれですが、つかまえた方はすぐ川へ放ったということですから、ここにいてますという情報提供をされております。また追って私も調べてみたいと思いますけれども。

それからもう一つ、先ほど川口のハマボウ群落のことがご意見の中にありましたけれども、ちょっと川口の写真出していただけませんか、河口部の。海とともに写ってるところです。砂嘴のあるところです。ありませんか。海と一緒にになっている砂浜のあるとこです、海辺の。太田川です。河口で川が、上流から見ますとぐっと左へ曲がりますね。正面に砂嘴というか細長い砂浜があるんですよ。ここにアカウミガメが産卵します。地元に玉之浦リップルズクラブというクラブがあって、この、今やってると思いますけれども、毎日のように産卵していないかという調査、ただし年間産卵個体数はそんなに多くなくて、

二、三個体から五、六個体というあたりですけれどもやってますね、調査していますが、産卵するんです。私申し上げるのは、川を仮に触る、触るって失礼ですが、工事とか何かがあると、この砂嘴がどうなるかという、ここのことを見分に考えてほしいと。要するに、川と海とのせめぎあいみたいな場所になるわけですけれども、この砂が多分上流からも海からも来るんだろうと思いますね。私、それは、河川工学的なことは先生でないとわかりませんが、素人ながらそういうことになっているんだろうと。したがって、仮にも河川改修とか何かによって流量や何か変わってくると、この砂浜の意味はどうなるかという。ご承知のようにウミガメが非常に、これは世界的に見ても、また国内的にもそうですが、産卵個体数和歌山県下でも減っております。非常に減って貴重なというか、そういうような動物なので、私は枠内に、こここのウミガメ産卵地のこととこの太田川水系の枠内に入れていただけないものかと。これは要望というか希望を申し上げたいと思います。

それからもう一つ、先ほど委員さんが言われましたけれども、私たち河川審議会ということで私も初めてここに参加をするんですが、環境という立場で考えると、水が流れているところが川に違いないんですが、環境は回りの山も畑も人家も含めて河川に対して何らかの環境を持ってるんですね。私は、過去に和歌山県の一番奥深い山奥でいろんな調査もしてきましたけれども、川の上流にいるアマゴという魚がありますが、太田川水系ではアマゴ出てきませんでしたけど、これはないならないで別にいいんですが、ずっと奥にすんでる上流域のアマゴという魚をかつて和歌山大学の先生、魚専門の人が、何食べてるかということ調べたんです。そしたら、周りは森林に囲まれた谷川ですね。そこにすんでいるアマゴの80%から90%が陸の虫を食べているんですね。木から川へ落下してくる虫です。森に囲まれてるような溪流は直接川に光が当たりませんから、川の生産力が低い。そこにあの大きな肉食のアマゴがすんでるんです。それは、頼ってるのは陸の虫に頼っていると。つまり申し上げたいことは、川は川だけで成立しているんじゃないなくて、環境を考えたら周りの森とともにあります。でも、ここは河川審議会ですから、そのあたりのことはどうなるんかと私はちょっと課題を持ちながらおるんですけども。

もう一つ、かつて、これ3年ほど前です。県の林業振興課、あるいは林業道

路建設の担当課といろんな折衝をしまして、奥地の林道工事をやめていただいた経緯があるんですが、そのときに現地調査もやりました。県の関係者と私たち自然関係者と。山を崩したら、崩すというのは山の木を切ったら、あるいは林道工事したらこういうふうになるんじやないかと。こういうふうにというのは、私たち源流域の川淵に立って十数年おったんですが、こうなるんじやないです。こうなるという谷はがらがらの谷です。土石で埋まってね。これあなた方、あなた方というたら悪いけど、森を切ったから、林道をつくったから、結局は土石流れてきて、こここの水が流れていた谷が水がないじゃないですかと、こう申し上げたんです。そしたら、しばらくしーんとなりましてね。その後、これがまた私非常に、これは——これはというのはこの川ですね、これは河川課の仕事ですとその方がおっしゃられたんですね。私が申し上げてるのは、山の木を切ったからこうなるんじやないですかとこう申し上げて、ここにアマゴがいたんですよと。そのアマゴがどうなったんですかと、こういう質問したら、いや、ここは河川課の仕事です。そうすれば、さっきの話とまたくどいですが、山のことと河川のこととのつながりを考えていかないと、私そこを申し上げたいんです。大変難しい課題だと思うんですよ。さっき委員さんそういうことを言われたんだと思うんですけどね。現に県の仕事の中で私たちそういうことやってきん、やってきんと言ったらおかしいけど、経験ありますね。ですから、そのあたりをきちんとやっぱりやっていかないと、河川審議は水の流れている、せめて川岸、あるいはちょっと川岸の植生という、そこだけの枠内で考えられるのかなという、ちょっと僕の言い方が間違ってたら訂正したいし、反省もしますけれども、そういう気持ちであります。

とりあえず、以上申し上げます。

○議長

どうもありがとうございます。

オオサンショウウオと、ウミガメの話ですが、これは、この資料に出されていないということは、県で掌握されていないのでしょうか。オオサンショウウオは、兵庫県などでは水害が起こった場合に必ず問題になり、工事をする場合には一時避難させるとか、最近では中国産のものとの判別とかいろんな問題が起こっておりますので、ぜひ対応していただきたい。新聞に出るということはかなり周知されてることと思いますが。

砂嘴については、天橋立などでも重要な課題になっていますが、そういう砂嘴は上流からの土砂の供給と、海からの外力によって変わります。天橋立ではその維持に苦労されているわけとして、そういった生物の生存に非常に重要な場所ですので、注目していく必要があるかと思います。

それから、流域の視点で川を見る、これは重要な点です。流域全体から水が集まっていますし、また土砂もそうですので、河床など川が変化するのは流域の変化によります。それで、特に災害のときに注目されるわけですね。流木の問題とかが起こりますと。平成16年に全国各地で水害があり、兵庫県など近畿圏、ほかに新潟や福井もありました。その後、兵庫県では非常に大きな取り組みをされまして、今まで河川、砂防などそれぞれの部局で対策がとられていたのですが、それを一緒にした治山治水対策のアクションプランをつくられました。しかし、災害が起こってからというのではなく、平生からそういった、ここでは農水や河川などの部局がどうなっているのか知りませんが、ぜひ連携してよい川づくりに向けた計画を立てていただきたいと思います。

大分時間経過しているんですが、ほか何かご質問等があれば。

○委員

だから、その原案というところで、地元のそういう方たちと集まって話したり、この那智川のワークショップのときも私は呼んでいたしかなかったんですよ。たまたま違う集まりのときでワークショップがあるって聞いたんで、「え、おかしいよ」言うて、それで押しかけていったんです。ぜひ来てくださいということで行ったんですけど、やっぱりそういう横のつながりですね、そんなときには、市民の方がいてたらその中へ入るとか、地元の方とかリップルズクラブのウミガメ守ってる人たちとか熊野自然保護連絡協議会とかいろいろ、区長さんとか、そういう方が寄って原案いいたら、ここへ、原案とこれの間に矢印じゃなくて、原案のところに矢印をつけていただきたいなと思うんです。やっぱり山を守るということが、水の水量がすごく減ってるというのは、きっと山の保水力がなくなったんで、その辺もやっぱりもうちょっと力を入れて頑張っていきたいと思います。

○議長

どうもありがとうございました。

ほかにないようでしたら、ちょっと先に……

○委員

質問してもよろしいですか。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 2-1のこの表なんですけども、昭和の時代に洪水が少ないですね。平成に入ってすごく多いんですけども、これは記録がないんでしょうか。それとも、昭和のときには実際に洪水が少なかったんでしょうか。そしたら、周りの、周辺の山の状況に大きな変化があったんでしょうか。河川整備が進んでるはずなのに洪水がふえてるということは、やっぱり河川だけの問題じゃなく、委員が言わされたように周りの環境とのかかわり合いが大きいと思うんです。その点についてわかってればお教えください。

○議長 事務局の方いかがでしょうか。

○事務局 これについては、一応水害統計の集計でございまして、被害が昭和の時代が少なくて平成の時代が多いという整理になっておりますが、この辺の山の利用状況を見ますと、そういった開発というのは特に見られないということから、そういった開発による洪水がふえてるというのではないのではないかというふうには判断しておりますけど、やはり近年の異常気象だとかそういったものも1つの原因で、こういう集中豪雨というものが起きてるのではないかというふうには思っておるんですが。

○議長 そのあたりですね。特に集中豪雨による災害が最近確かに多くなっていて、名古屋の近くでの東海豪雨災害とか、さっき言いました平成16年の水害がありました。この地区では、先程説明がありましたように、年雨量で全国平均の大体2倍の雨が降るということですが、実際川に効くのは、中小河川ですので1時間とか、せいぜい3時間ぐらいの雨ですよね。そういう目で1度、この1-7ページの図を整理された方がいいと思います。年雨量で見れば、平成元年から変化はないようですが、もっと昭和にさかのぼる必要もあるかと思いますけれども、集中豪雨とか、雨量の地域的偏りといった資料の整理がこういった川に関しては必要だと思います。今後そういう整理をぜひ進めていただいて、水害の増加が気象条件の影響か、地域開発の影響かを説明できるようにしていただく必要があるかと思います。

ほかによろしいでしょうか。それでは、先に進ませていただいて、また後で時間がありましたら太田川に関しててもご質問をお受けしたいと思います。

それでは、次の議事に入らせていただきます。二級河川那智川水系河川整備

基本方針（案）についての説明を、事務局の方からお願ひします。

○事務局 それでは、続きまして二級河川那智川水系河川整備基本方針（案）について説明させていただきます。

これについては3つ、題、大きくありまして、治水、利水の環境の現状と、河川の総合的な保全と利用に関する基本事項、3つ目に河川の整備の基本となるべき事項という形に整理しております。

こちらもまず治水、利水の環境の概要ということで、まず出水被害状況、これについては昭和29年から34年の伊勢湾台風というところがございまして、近年では63年の豪雨、平成13年9月の豪雨という形で、床上、床下の浸水が起こっているという状況でございます。

63年9月の豪雨の浸水状況でございますが、河口付近の平地ですね、航空写真で見ていただいた右岸側の状況が変わった地区でございますが、こちらを中心には平地について浸水被害が生じております。上流も一部浸水被害が起きているところがございます。

治水の概要でございますが、平成8年に河口から3.4kmの源道橋までの間、那智川改良工事全体計画区間ということで計画が策定されております。この治水の状況でございますが、先ほど見ていただいた現況の流下能力ということで、どれぐらいの流量を川が流す能力を持つかというものでございまして、おおむね $100 \text{ m}^3/\text{s}$ から $200 \text{ m}^3/\text{s}$ 程度のラインが現況の能力でございます。ゆえに、先ほどのような浸水被害も起きるというような、治水能力が比較的低い河川だというふうに判断しております。

利水の状況でございますが、最上流に一番、関西電力の那智発電所がございまして、ここから下流につきましては9カ所の取水口、取水堰がございます。こちらについては魚道等特にございませんので、その辺に配慮する必要があるというふうに考えております。

今度、自然環境の概要については、先ほどと同じように、今度は汽水域と下流域、中流域、上流域というように分けておりまして、まず河口の付近では流れがほとんどないような状況でございます。下流域につきましては、暗くて見づらいですが、左右岸に、河畔にというか、竹木が発達しております。中流域につきましては瀬、淵などが形成されて、河畔にも川際に寄ってきておると

いうような状況でございます。上流域に行きますと、かなりれきも大きく河床に点在しております、山の方も川際にかなり寄って発達しているというような状況でございます。

次に、動植物でございますが、上流域からキセキレイ、カワガラスといったような鳥類が見られまして、河畔にはルリヨシノボリ、タカハヤというものが見受けられました。あと、河畔林の一部にはモウソウチクが発達しておりまして、上流域にはこういった環境がございます。

次に、中流域につきましては、鳥類でカワセミ、イワツバメといったような河畔林のこの辺のものだと、川の中にはカワムツ、ヌマチチブといったような水生動物もおります。河畔林にはカワラハンノキといったものが発達している状況でございます。

次に、下流域、汽水域で見られる動植物でございますが、マガモ、イソシギといったようなものも見られまして、多くの鳥類が確認されております。魚類についてはアユ、ボラといったものが見られまして、あと汽水域ですので海水に生息するものも幾つか見られたということです。河岸にはモウソウチク等の竹林、もしくは人工林が形成されております。

その中で、先ほどと同じような希少種の抽出をしております。これも平成13年のレッドデータブックによる抽出でございます。鳥類についてはアカショウビン、ミサゴといった2種類の鳥類が確認されております。両生類はブチサンショウウオ、カジカガエルといった生物、淡水魚類ではオオウナギ、ルリヨシノボリといったようなもの、昆虫類につきましてはムカシトンボといったものが確認されております。

次に、那智川の水質につきましては、市野々橋と川閂橋という基準点におきまして、上流域のものにつきましては川閂橋よりも上流の一すみません、上流域は市野々橋でございまして、A型の基準値が1.0、下流域には2.0といった水質基準がございまして、流域の市野々橋につきましては、おおむね基準の1を満足するような状況です。下流の川閂橋の基準につきましては、こちらもほぼ良好でございまして、1以下を確保しているというような状況です。

それで、現況のまとめにまいります。やはりたび重なる浸水被害をこうむつております、現況治水安全度というのはまだ低いという状況であります。13

年9月の浸水及び13年9月の浸水の被害が発生しておりますので、まだまだ改修の必要があるのではないかということです。

利水につきましては、最上流の発電所及びたくさんの農水用の取水堰ですね、そういうのがございます。こちらも流量は豊富だというふうに判断しまして、渇水被害というのは今のところ聞いておりません。

河川環境につきましては、瀬と淵が連続しておりますので、多様な空間を形成しております。ヨシノボリ、アユ、カワムツなどの魚類の生息の確認をしております。河岸には発達した樹林、水際のヨシ群などありまして、多様な生物の生息、生育の場となっているとともに、豊かな景観を形成しているということです。

続いて、河川整備基本方針（案）について、総合的な保全と利用に関する基本方針について話させていただきます。

まず、治水の方針につきましては、昭和29年6月の洪水及び昭和60年9月などの過去に甚大な被害をこうむった洪水と同規模の洪水に対応できる治水安全度の向上を図ることを目標としてます。洪水や台風等による高潮を安全に処理するということを1つの目的とします。地震による津波への対策等地震防災を図るため、堤防の強化を講じます。

まず、計画規模の決定ですが、和歌山県では流域特性、資産状況等の統一的な指標を決定しまして、大災害防止の観点を加味して河川計画の規模を決定しております。ちなみに、那智川につきましては流域面積24.7、氾濫面積が41ha、氾濫区域人口が595人、総資産99億8,000万円ということで、おおむね50分の1未満というような指標に仕分けられます。それともう一つ、この指標を50分の1未満という指標なんですが、もう一つ二級河川工事実施計画検討の手引きというのがあります。そこの指標に合わせますともう少し細かい計画規模の分類があります。そこでいうとおおむね30分の1というような確率の計画規模となります。おおむね過去に被害のあった洪水についても確認をして、河川とのバランスとも考えますと、計画規模は30分の1というふうなものが妥当だということで決定をしました。

まず、先ほど見ていただいた現況の流下能力と、今回計画をしようとしている30分の1の流下能力について見ますとかなり差がありますので、改修すると

こういった治水安全度での向上が図られます。

治水対策としまして、まずハード対策といった護岸整備、高潮対策、地震に対する堤防の強化等がございますけども、もう一方で、ソフト対策として、関係機関との連携強化というところとか、災害関連情報の開示、共有といった、近年ハザードマップ等あると思うんですが、そういうものを用いまして住民の防災意識の啓発等を行い、水防災、水防体制の強化等を行って未然に災害を防ぐ、水災害を防ぐというような形をとるようになってきております。

まず、ハード対策につきましては、河道整備、高潮対策、地震による津波対策、あと洪水調節施設、ダムなんですが、それによる対策というような初步的な検討を行いまして、那智川につきましては河道整備、河道の拡幅、あと高潮対策、堤防等を選択していくというふうな状況です。

高潮対策は、過去の最高潮位という伊勢湾台風のものがあるんですが、それが最高潮位T.P.という標準の高さの2.1mという高さが記録されておりまして、数字にまいりまして2.10というところの計画最高潮位を使いまして、河口の計画堤防高につきましては、波の打ち上げ高の2.9mを考慮したプラス5mというところで計画を考えます。

一つソフト対策としましては、この図は那智川の洪水ハザードマップでございまして、赤く塗られたところ、黄色く塗られたところが以前に浸水があったところ、内水も含めてですが、そういう表記がございます。そういうものを用いまして、災害関連の情報の共有化をしまして、被害を極力軽減していくじゃないかと、日常からの防災意識の啓発と高揚を図るというのも1つの手段だろうというふうに考えております。

先ほどもごらんいただきました利水の概要です。河川は農業用水、発電用の用水に利用されている状況でございますが、今のところ渇水被害というのは生じていないというふうに聞いております。利水の方針としまして、農業用、発電用と、あと川が持つ環境に配慮した流量の設定等はございますけども、今後の出水量の実態把握、合理的な水利用と、渇水時の関係機関の調整ということを行いまして、流水の正常な機能の維持をしていくべきだというふうに考えております。

環境につきましては、環境の整備と保全の方針ということで、治水及び利水

との整合や関係自治体との調整を図っていきます。流域の自然環境、社会環境から見た地域の特性と整合及び地域の社会的ニーズに配慮いたします。世界遺産も関連したものを意識しております。水系全体での調和のとれた計画的な事業の実施によって、多様な河川環境の整備と保全を図るというふうに考えております。

文化的景観としまして、世界遺産に登録されました紀伊山地の靈場と参詣路について、護岸、修景等も考えていきたいというふうに考えております。

河川環境の整備と保全方針ということで、さまざまな川の形態保全、創出というところにございますが、川に瀬、淵がたくさんあると。そこにはたくさん生息する川のものだと、水際にはそういった生物がある。それについて配慮するということでございます。

こちらは河畔林の話でございまして。樹木、水際にあるヨシが生えておりますので、それをなるべく早く再生、保全だと創出をするというところです。

川の上下流方向の連続性の確保ということで、たくさんございますそういう取水堰の確保について、なるべく周遊、回遊ができるようなものに改善していくということをうたっております。

河川の維持管理の方針につきましては、災害の発生の防止のだと、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全、整備と保全ということで、そういうものを十分發揮するような適切な管理に努めています。

河川内樹木につきましては、治水及び景観上の機能を考慮した上で、適切な管理に努めています。余り大きくなると取水障害を起こしますので、そういうものにつきましては適正に管理するというようなところです。

河川の利用につきましては、自然環境と社会環境から見た地域特性との整合及び地域ニーズを踏まえた調整を行いまして、適正な河川空間の利用と保全をしていくて、河川空間を安心して利用できるよう的確な河川情報の提供に努めます。これは水系等の情報提供というように努めてます。河川の維持管理については、地域住民や関係機関との連携、協力が不可欠でございますので、その体制づくりを推進していくということです。また、河川の美化、水質事故対応にも努めてまいります。

那智川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針でございますが、流域及

び河川の現状を踏まえ、流域及び利水との整合性、河川の自然環境の保全、創出、良好な水質の維持、人々に親しまれている河川空間の維持形成を考慮いたしまして、河川地域と河川が調和した安全な川づくりを実施することによって、治水安全度の向上を図ります。

河川の整備の基本となるべき事項についてですが、基本高水並びにその河道並びに洪水調節施設への配分に関する事項、主要な地点における計画高水流量に関する事項、主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項、主要な地点における流水の正常な機能を維持に必要な流量に関する事項というのがございます。

まず、基本高水流量についてですが、河川整備基本方針を定めるに当たって最も基本となる流域洪水流量のことです。那智川の場合では、先ほどおおむね 30 年に 1 度の確率で発生する規模から算定しております。基本高水のピーク流量を、基準点を川関橋に設けまして、 $540 \text{ m}^3/\text{s}$ 、540 トンの流量を河道によって流すという計画を持っております。洪水調節、ダムはございませんのでここについてはゼロという表示になっております。先ほどあったゼロというところなので、基本高水流量イコール計画高水流量というふうになっております。先ほど言いました基準点の川関橋というのは中流、河口から 1.1km 付近にあります川関橋を基準点とした  $540 \text{ m}^3/\text{s}$ 。計画雨量につきましては時間 137mm というところです。おおむね川幅としたら 41m というところになります。

全体的な河道のイメージとしましては、今堤防をつくりまして、河床を掘削するというような横断計画でございます。あくまでイメージですので、各地点によっては若干変わつておるところもございますが、おおむねこういった形の護岸整備を考えております。

あと、流量の話でございますが、動植物の保護、河川の景観保持、流水の清潔の保持というところを考慮しまして設定していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

はい、どうもありがとうございました。ただいま那智川水系の河川の概要ならびに整備基本方針（案）について説明ありましたが、どうぞ自由にご討議、ご質問等お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 すみません、那智川に関してはさっきも写真見ていただいたように、ほとんど流れるところが少ないぐらい土砂で埋まってるんです。あれだったら洪水になるのは無理ないと思うんです。見ていただいたら、堤防は物すごいはるか右側と左側に分かれてるのに、ほとんどずっと木と土で覆われてるんです、川の申が。それはこんな状態なんです。

ただ、もう一つお願いしたいのは、那智川とか大きな川だけじゃなくて、それに注ぐ小さな小川があるんです。それを工事するときに、すぐばっとコンクリートにしてしまうんです。あれを何とか、そういうことをしないような法律つくっていただきとか……。というのは、私は湯川にも住んでるんですけど、湯川のゆかし渕に注ぐ湯川川があるんです。その湯川川へ注ぐ小さな小川があったんです。それにはメダカもすんでる、カニもすんでる、イシカグマがあつてハンゲショウが繁殖しててすばらしい小川だったんです。県の自然博物館の方もいつもゆかし渕の調査とその周辺の調査をして、ここはすばらしいところやからおいておきたいと言ってらしたにもかかわらず、そこに何か建物が建つときに、その小川がばっとコンクリートになってしまったんです。そういうことをしないように、やっぱり注ぐところも大事にしていきたいと思うんですけど、そんなようなことはできませんでしょうか。

県立博物館もいつも調査しにきて、やれここは貴重な植物があってどうのこのと言われるんですけど、それをどうやって守っていくかということになるともう全然だめなんです。何も権限がないんです。調査するだけだったら幼稚園の子供でも調査するし、それを、せっかく調査したのを生かせるようなことをしていただきたいと思うんです。

○議長 最近、川の環境整備に関して、多自然型川づくりじゃなくて、多自然川づくりという、型の字がとれて、もう少し自然に優しい、本当に自然に親しめる川がよい、そういった方向にあると思います。県の河川に対する工事とかその辺の流れといいますか、最近の動向について少しお話いただけたらと思うのですが。

○事務局 とりあえず代表としてこの那智川の整備の仕方について先に話させていただきます。

こここの河川につきましては2割護岸の計画で、割と天然素材使いました護岸

整備を行いまして、水際にはヨシを再生するような表土を持ってきたりするような計画を進めておる、このあたりにはヨシの再生させるような状況、護岸については天然素材、セキシを使ったものを考えておりまして、なるべくそういった自然に配慮するようなものを考えております。あと、一般に言われる小川とかそういったところについてというところでございますけども、川幅が狭いところについて、あと住宅が迫ってるところについては余地等の制約もございまして、その辺ある程度きつい勾配の河川になろうかと思いますけども、それにつきましては護岸になるべく植生に配慮したものを使うように順次しております、あと水際につきましては、まず川の底にはコンクリートを張らず、水際に石を置くなどして、そういった水生動物だとか植生にも配慮できるように、現場で工夫できる程度のものでなるべく対応するようには今しておるところではございますけれども。

○委員 してないんですか。

○事務局 私もちょっと湯川川のところ、現場も見たことあるんですけども、確かにともと石積みが古くて、あそこ民間の施設ができるというところで、その本川じゃなくてもう一つ細い枝川の川のところ、私も見てびっくりしてしまったんですけども、我々の管理だけではないんですけども、その辺を県として指導できる範囲であれば今後も注意していきたいというふうには思っておりますが。

○議長 地元のそれぞれの担当の部署、出張所とかに、そういったご意見があったことをお伝えいただきて、対処していただきたいと思います。

それから、先ほど河道が非常に狭いところがあって土砂がたまるという話があったんですが、それに関連して、流下能力についてちょっと気になった地点があるんですが。ああ、その図ですね。横軸で 2 kmですか、その辺で非常に流下能力が小さいところがあるんですね。計画の流量  $500 \text{ m}^3/\text{s}$  に対して、現況では  $50 \text{ m}^3/\text{s}$  以下ぐらいということで、10 分の 1 しか流下能力がないので、そこで堰き止められるような形に見えるんですね。ちょっとした出水であふれてしまうように思うんですが、なぜそこだけが急に流下能力が小さくなっているんでしょうか。

○事務局 ここは鋭角に曲がる箇所でございまして、ちょうどこの付近になっております。どういう計算でそういった結果になったのか知れないんですが、ここで浸

水被害があったというのは私も聞いてないんですけども、計算上そういった数字になっておりまして、ちょっと。

○議長 先ほどの氾らん図を見ますと、最後の浸水図ではわかりにくいくらいですが、必ずしも水が溢れた状況と対応しないように思えますので、検討していただきたいと思います。確かに曲がった箇所では流れにくいので、そこだけ粗度係数を大きく仮定することもあるかと思うんですが、もしそこであふれるようだったら……。これはあふれる計算をしてないんですね。川の幅で全部壁ができて、そこを流れるということで左右岸の河岸高から安全度を見るという計算になっていると思います。いずれにしろ、そこだけが非常にネックになって、毎年越水が起りそうな流下能力になっていますので、検討していただければと思います。

ほかに何か。

○委員 質問が幾つかあるんですけど、その前に先ほどのスギとモウソウチクの写真のところ出していただけますか。名前書き入れた方です。赤丸して写真に……。先ほどよく出てたんですけど、そこに。それです。それ左がモウソウチクで右が広葉樹だと思うんですけども、スギとモウソウチクと聞けば、スギは人工林ですし、モウソウチクは外来植物で余り貴重じゃないようなイメージを持つんですけども、それ右の広葉樹は自然の広葉樹やと思うんですけども、そういう細かいところに、自然でも、縁だったら同じだと思わずに、それぞれの場所によって配慮していただきたいと思います。

それと、質問なんですけども、自然環境の創出という言葉さっき使われてたと思うんですけども、それはどういう意味なんでしょうかということと、親水護岸ってあちこちの川でよく見受けられますけども、そういう予定はあるんでしょうか。貴志川なんかで階段状のところを見てたら、夏は暑いから人がだれもいない、自然の、日陰の方、触ってないところに人が寄ってるというような現状が見受けられます。だから、親水護岸は、もしあつたとしたらやめていただきたいと思います。

それと、ヨシ群落を再生、復元されると言っていたんですけども、河床の土をとられた場合にはどこへ捨てられるんでしょうか。できたらその近くの河原の方へ置いていただければと思います。

以上です。

○議長 事務局の方で、お答えいただけますか。最初のその写真はいかがですか。

○事務局 そうですね。確かにご指摘のとおりスギ、モウソウチク等と書いておりまして、モウソウチクはモウソウチクで間違いないと思うんですけども、この左岸側のこの分につきましてはスギはございませんでして、そういういた広葉樹を見受けられます。スギというのは一般的に、ほかの地域にはスギも見受けられたのでこういった表現にしておりまして、写真と説明書きが適切でないというのを修正させていただきます。

○議長 つぎに、環境護岸と土砂の排出については、いかがですか。

○事務局 親水護岸の計画については、今のところはないということで計画をしております。ただ、緩傾斜護岸、2割の護岸ですので、人が歩こうと思えば歩いていい、無理にそういういた親水性はつくっていないというような状況の計画です。

あと、ヨシの再生、土砂については、不要な土砂につきましてはもちろん処分はするんですが、一部そういう、今回2割の護岸のカゴがございまして、その表面に土を並べたりして再生しやすいような、自生しておる植物の再生というようなものを考えて計画はしております。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。  
はい、どうぞ。

○委員 委員さん言われた、この自然の創出という言葉が非常に気になるんですね。その前に、自然の保全といえば、今あるこの場所はこのまま残しましょうと、こういう理解をします。まず保全はすべきかどうかですね。それから、創出というのは、新たに人工的に何かをつくるという、これは自然の姿を改めてつくりましたという、そういうことを意味しているのか、ちょっとその辺があいまいなまま了解ということにいっても言いにくいのでね。創出とは一体、ちょっとそこをもう一回こだわります。

○委員 創出というようなおおげさな言葉使ってるけど、内容的にはもっとみすぼらしいということですよね。

○委員 ちょっとと声帯痛めておりまして申しわけございません。

創出と書かれておりますけども、先ほどから説明されておる中では、たびたび今おっしゃっておられる、ヨシやアシの群落、そういうものをよけておいて、

そして新しくつくったところの根元へ置きますよと。そしてまたその繁茂をできるように、今そういうふうな形をしますよと、それを創出とおっしゃつると思うんですけども、それは全然違うと思うんですよ。そして、保全するというんであれば、これを動かしてはだめですね。保全をするんであれば、このヨシ原、アシ原というものは動かしたらだめです。動かして、その場所ではなくなってしまうわけですから。

先ほどからの説明聞いてまして、私も黙っておったんですけども、一番最後に出てくる、堤防をこのようにいたしまして、こうやって、河床を掘削してとおっしゃってましたけども、あのようなことをやつたら自然を全部破壊してしまいます。そして、あいう形のものは和歌山県下の河川には非常に多いわけなんです、今までも。それこそ、よその国のこととは言いませんけども、日本でもどんどんと前々からの河川工事したものを作り返しておるんですね。それこそ自然になるようにやりかえをしておると。それにもかかわらず、日本の場合にはまだまだ……。ですけど、日本の中でもいろんな形で自然を取り戻そうということの中で改造といいますか、前のつくったものを新しく、自然を取り戻すための川に、護岸に仕上げていこうというような、やり直していくというようなことがどんどんされてきておる中で、この一番最後に出てくる、かちっと切ってしもうてというのが出てきましたけども、あいうふうな形になりますと、こういう形ですね。これ河床皆切ってしもて、こういう形になりましたら、これ水路以外の何物でもないわけですよ。そしたら、これ増水したときに、根元へアシ原なり何なりの土を持っていって置くということですけども、こういうふうに掘削してしもた後へ置いて、今度は洪水のときには全部押し流されてしまいます。これ真っ直ぐのとこでしたら余計です。右へカーブしておるとこなら右側は助かります。右岸は助かります。左へカーブしておるとこなら左岸は助かります。しかし、両方助かるかというとそうはいかない。真っ直ぐのとこなら、全部両方ともすこっと持つていかれます。河床というのは動かすとやわらかくなってしまいますので、洪水が出たときには必ず全部持つていかれます。

紀の川なんかの場合には、これは国の一級河川でございますから、この国の一級河川がもう計画河床より平均 6 m は下がってしまつるんです、河床が。

計画河床より下がってるんです。ですから、昔の河床からしてみると十数mというものが下がってしまつたんです。そういうふうな状況にある中で、そこへ流れ込んでいく枝川ですね、そういうふうなものもどんどんと河床が下がつていっておると。大変な下がりようである。そういうふうな状況になってきております。

ですからここらも、もっと自然を守るんだよということの説明と、このようにしますよという説明とは全然マッチしないと思うんですよ。ですから、もっと自然を守るんなら、本気で環境というものを考えていくんだということであるならば、河道をもっと広げるとかいろんなことの方法があろうかと思いますので、そういうようなこと、できんこともあろうと思いませんけども、でき得るかぎりそういうふうな形をとってやっていただくのが一番いいんじゃないかなと。

専門の先生方もおられますので、私はただ自分の川、また県下の河川全部見ておる中で、この太田川なり那智川をこういうふうな形でどんどんと工事をしていくということになると、ここもまた水路化されていくんではないか、恐らく水路化されていくと。ですから、そういうことにならないような方法というものをやっぱり決めて、そして、それに取り組んでいってもらいたい。100%ということはなかなか無理であろうと思いますけれども、できるだけそういうことを考えた上でやっていただきたい、そういうふうに思います。

○議長

どうも貴重なご意見ありがとうございます。私もこの河道改修のイメージ図は非常に誤解を招くと思います。今こういう定規断面の図面を余り書かないんじゃないのかと思うんですね。この文章の中では、資料4-1の5ページの一番下に「河道の掘削を行う場合には、平滑化を避け、河道の瀬や淵の再生を促す等、河川環境の整備と保全に配慮するものとする」と文章では書いておられるんですね。ところが、イメージ図がそれとマッチしていません。こういった昔ながらの図を持ち出されると誤解されると思います。その図は、1つの断面だけですのでわかりにくくて、流れ方向の瀬と淵がどのように変わるので、などのイメージ図が必要だと思います。それから先ほどお話のあった、本川に入ってくる川の河床も引っ張られて低下する、これはかなり多くの川で問題になっていますね。ですから、その川の河床が上がっていく傾向にあるのか、低下し

ていく傾向にあるのか、そういう状況もにらみながら、余り下がっていくようでしたらどこかでとめるような、床固めとか落差工とかそういう工夫も必要になってくるわけです。それはまた具体的に整備計画の中で考えられると思いますが、太田川に関して、今の誤解を招く資料はなるべく修正していただきようにしていただきたいと思います。

今、委員の質問から少し横道に入ってしまいましたが、先ほどの創出という言葉ですね。それから保全という言葉も気軽に使われているようですが、やはり誤解を招く場合もありますし、一般的にどこでも使っていいと言えないで、もし事務局で、創出という言葉使われたことに対して説明されることあれば、お願いしたいと思います。

○事務局 この資料の中でも保全、創出というような言葉を使ってます。河川環境の整備と保全の方針というようなことで。河川を整備する場合、今まで治水というようなことで、河道断面の確保というようなことで、河床を掘り下げたりということを基本にやってるわけですけども、先ほど横に広げるとかいうような話でもございましたけども、その中で環境の保全、創出ということで、河川を触る中での環境を守っていこうというようなことで、保全というような言葉を使っております。

○議長 委員、いかがでしょうか。

○委員 要は、創出という言葉をとっていただいたのかもしれませんけれども、保全ということで終われば別にそれはそれでいいですが、過去、いわゆる人工的な環境をつくり出して、これでもとの自然を再現しているんだというふうなことがあるから、だから僕はその創出にちょっと引っかかったと。こだわっているというかね。私たちがこういうふうに創出するんだつたらいいよという中身で合意してるんだったら、それはそれでいいけれども、創出という言葉だけが了解されて、あとの中身は1つの考え方でやりましたというふうなことになって、後から「えっ」ということになつては困ると、こういうふうに私は思ったので、あえて意見を申し上げました。その辺はいかがなものでしょうか。

○事務局 今委員のご指摘は、要するに河川の工事する側が勝手に環境を創出するなど、ひとりよがりの環境をつくるなど、そういうふうに理解させていただいて、そういうふうな観点では、確かに我々がものをつくるときに、どうしてもひとり

よがりでよかろうと思ってつくることが多々ございます。そういうことの反省をせよというふうに受けとめさせていただきます。

基本的にここは、今まで説明させていただいたように、非常に多雨地帯であると。被害が非常に多く出ていると。しかし、自然環境は非常に重要なところだと。それに加えて世界遺産もあると。そういうふうなところでの1つの整備計画これからどうつくっていくかというところでございます。非常に、今各委員からご指摘いただいたことについて本当にそれを考えて、これからこの整備計画つくっていかないかんなというふうに今反省を含めて思ってるのでございますけれど、本当に難しい面、その両立ですね。先ほど言われたようにコンクリートをやめようと、広げるなというふうなことについて、いかに自然環境を守りながら具体的にそれを形にしていくかというところ、これからこの整備計画の段階で地元の方のご意見を十分聞かせていただいて具体的に進めてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長 ありがとうございます。局長さんにお答えいただいたことで、私も胸をなでたようなところがございます。要は、創出する場合に、やっぱり何が自然かということについては多様な意見がある中ですので。それから一方、国に自然再生推進法がある。その場合は、むしろもとの自然を再生するということであって、これがいいやという、よかれという1つの考えでいうのではないはずだと私は受けとめています。

○委員 今おっしゃっていただいたように、何せここは古道沿いなんですよ。南方熊楠もこのあたりの自然を随分詳しく書いてます。ここに住みましたからね。そのときの熊楠が書き残している自然環境と今の環境を見たら、随分後退します。少なくなっています。だから、私はぎりぎりところで申し上げてると言ったらおおげさですけれども、まさにそのとおりです。だから、下手に全然違う那智川の環境をつくり出したり、よかれと思ってつくり出したり、これは大変困るということです。ここへ来た方がこの川の本当の自然に触れなければ、熊野古道歩いたという価値がないと、私はそれぐらい思ってます。それを考えると、河川改修とかの話は非常に難しくなって、私自身もつらいなというようなことになります。一方、治水、利水の話がありますからあれですが。環境から考えたら、そういう歴史的なことも踏まえて十分検討していただきたいと。

以上です。

○委員 那智川のことを皆さんすごい思ってくださるのはすごいうれしく思います。ありがとうございます。でも、今どんどん工事が進んでまして、左岸の向こう側にはもう新しい堤防ができるんです。だから、その辺を考えて、きょうのことを考慮してなるべくやってほしいと思います。だから、太田川に関しては、本当に太田川を大事にして、那智川も、何か住民の意見では、このままやったらいいのにねって言ってるんですよ、実のところは。でも、進んでしまってるので、なるべくそのところを自然を残すような形でよろしくお願ひします。

○議長 どうもありがとうございました。ほかに何か。よろしいでしょうか。

それでは、2の議事、これは承認を得る必要があるんでしょうか。事務局の基本方針の案が示されているんですが、ここで承認を得る必要があるんですか。次回ですね。では、また次回、この方針（案）について議論する機会ございます。また、きょうの膨大な資料について全部を説明していただいてないと思いますので、資料をお持ち帰りいただき次回までに事務局の方にご質問していただくか、次回に審議するということにさせていただきます。

それでは、議事の2は終わらせていただいて、議事の3の和歌山県河川審議会運営規程の改定について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 審議会の運営規程の改定ということで、資料5をこちらの方につけております。ごらんいただきたいと思います。

審議会の運営規程につきましては、平成11年に審議会が設置されたときから施行しておりますけども、この中で、今の運営規程の中で情報公開というようなこともありますて、傍聴とか公開等というようなことが明記されておりませんでしたので、今回改定しまして追加したいと思っております。それと、運営規程の第6条、事務局の方ですけども、土木部河川課、組織改正で県土整備部河川・下水道局河川課というようなことで変更したいと思ってます。

情報公開につきましては、第3条で、「会議は原則として公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるとときは、非公開とすることができます。会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。傍聴の実施についての必要な事項は別に定める」というふうに運営規程を改定したいという案でございます。

それと、一枚めくっていただきまして右側ですけども、先ほどの傍聴に関する

る要領の案を策定したいと思います。傍聴の手続等を第2条で記載しております。会議の当日に傍聴の申し込みを開会1時間前から15分前までに受け付けて、必要な席を用意しまして、その人数を限度として傍聴していただく。それと、会議の秩序の維持ということで、第3条で傍聴に当たって守っていただきたいことを書いております。それと、第4条で傍聴人の退場と。会長が非公開であることを宣言して退場を命じたとき等を書いております。それと、第5条で報道関係者の取材ということです。報道関係者の取材についての記載です。それと、第6条で、審議会条例の中にはあります部会の傍聴についてもこの要領を準用するというようなことで、この審議会の傍聴に関する要領というのを定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 はい、どうもありがとうございました。今までこの河川審議会に関して公開、傍聴に関する要領等の規定がなかったようでございます。それで、この河川審議会の開催に関する公示について、記者発表とか、あと、インターネットなどでどのくらい前にどういう形で公示されるのか、ということも含めて説明していただけますか。

○事務局 この審議会につきましては、今現在広報へは資料の投げ込み等を行っております、開催の案内をしております。また、県のホームページ、河川課のホームページでも開催の案内を載せております。

○議長 それは1ヶ月前とか、どのくらいの時間的余裕があるんでしょうか。

○事務局 今回の投げ込み等は7月1日に投げ込みました。

○議長 そうですか。この審議会の公開に関する要領について何かご質問等ござりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それと、この審議会の議事録は公開されるんでしょうか。ほかの審議会の会議録の公開についてはどのようになっていますか。

○事務局 会議録につきましては、運営規程の方で第6条の中で「会議録は公開するものとする」というふうに記載されておりますので。

○議長 どういう形ですか。

○事務局 ホームページ等に載せていきたいと考えてます。

○議長 そうですか。閲覧じゃなくて、実際ホームページでだれでも見られる形にさ

れるということですね。

○事務局 閲覧もできますけども、ホームページに載せていいきたいと。

○議長 その場合、議事録を一度確認してから公開するという形をとっていただきたいと思います。

それから、最近パブリックコメントによる住民の意見聴取が各県でなされているのですが、和歌山県ではどうなんでしょうか。例えば、基本方針（案）が作成されたときにネットで公開して意見を出していただき、その意見を踏まえてこの審議会で最終案をつくるという、手続となる場合もあるかと思うんですが、その辺のパブリックコメントに関連した手続はどのようになってるのでしょうか。

○事務局 パブリックコメントにつきましては、今河川整備基本方針の案を策定しているところでございますけども、次回、案を作成できた段階、今回と次回、今の案で1度意見募集ということでホームページ等に掲載して、住民のいろんな意見をいただきたいというふうに考えております。

○議長 少しわかりにくかったのですけど、どのぐらいの期間で意見聴取をするのか、審議会終わって皆さんの確認をとってからになると思うんですが。その辺の手続に関してもう少し明確な形でこの審議会の皆さんにお示しいただけたらと思います。要するに、情報公開というのは今非常に重要になってますので、いろんな形での公開の方法があろうかと思いますが、和歌山県としてほかの審議会とのバランスもあろうかと思いますので、その辺をお示しいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

今の議事の3に関してどなたかご意見ございませんでしょうか。ほかの審議会にかかわっておられる方もあると思いますので、何かこれに関してほかの審議会等の情報がもしあれば。

はい、どうぞ。

○委員 ほかの審議会というのは多分森林審議会のことではないかと思うんですけども、河川というものが、これで見ていくと、汽水域、それから下流、中流、上流と来ますけれども、上流のそのまた上、実際に水が流れ落ちる部分ですね。源流域までが河川ではないかと先ほど思ったんです、委員の話を伺っていて。ただ、その源流域に関しますと、林道を通すときには尾根を横切っていきます

ので、源流というのは尾根から全部下の方へ行きますよね。そうすると源流を切ってしまいます。そこまでを河川と考えるのだったら、私はできましたら、やはり縦割りではなく横の情報もきちんととって、河川行政というものを行つていただけないものかということを思いました。

それから、語り部をしておったんですけれども、この紀伊半島、特に紀南については川というのはとても大事な財産だと思います。それがどういうふうに大事かというと、それは観光にも大事だけれども、そこにすむ生き物たちにとっても、今確かに川はどこも上がってしまっているし、それから洪水にもなりやすいんだと思いますね。熊野川に住んでいたときに、上のダムを放流したら下が洪水になっちゃったこともありますので、そういうことを考えると、中流、下流のそういう洪水とかそういうことに、浸水に関することは物すごく大事なんだろうなというのはよくわかります。ものすごい怖かったですから、実際に。でも、そこに至るまでに生き物たちというものがおります。景観ですか、それから流域の人たちに与えてきた恵ですね。お魚とかですね、鳥とか。そういうものもよく踏まえた上で、紀南の川というのはよそにないすごい大事な県民にとっての財産だと思うので、先ほどからドキドキして見るんですけれども、あんなふうに川を削られてしまったら、創生だの再生だの言う前に、いつになったら同じ光景が私たち見られるのだろうかと大変気になりました。ですから、できましたら上流、源流域から海に至るところまでを河川というのなら、ぜひ山の方の方も密接に意見交換をなさって、ぜひよりよい河川行政を進めていただきたいなと思いながら聞いていました。

○議長

どうもありがとうございました。

議事の3の運営規程に関して、皆さんのご承認をいただくのを失念していました。特にご意見がないようでしたら、事務局の方で説明がありました、この審議会の運営規程、主に公開に関する要領に関してですが、皆さんのご承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日より施行するということでご承認いただいたこととさせていただきます。

以上で議事は終わらせていただきます。その他でございますが、事務局で何か。

はい、どうぞ。

○委員 二、三年前にこの審議会に参加するようにというふうに言われながら、きょう初めて参加したこと大変申しわけないんですが、今日のこれ基本方針（案）が示されたということですね。それで、次の段階で整備計画あるいは実施計画（案）が示されて、それで実施に入るという段取りでしょうか。

○委員 違います。

○委員 それは違うんですか、じゃ。実は、私ほかの幾つかのこういうのに入っておるんですが、特に私文化財関係なんですが、文化財の整備の場合には、まず案が示されて、基本の案が示されて、それに基づいて整備の実施案を検討して、そして実施していく感じなんですよ。先ほどご意見伺っておりましたら、もう那智川の方で始まってるということですね。ですから、この今日の案はどういうふうになるのかなという。それと、長いスパンでの計画ですね、それがここにちょっと示されていないような感じがするもんですからね。どういう段取りでどういう頻度で進めていくのか、その辺ちょっとよくわからないんですが。

○議長 これは事務局の方で少し説明いただいた方がよいかと思いますが。

○事務局 資料の1の方、最後のページなんですけども、今回、河川整備基本方針（案）ということで提示させていただいておりますけども、基本的には河川整備基本方針をつくりまして、その次に、基本方針というのは長期的な目標といいますか、ものでけども、次に河川整備計画というものを方針に基づきましてつくりていきます。この河川整備計画というのは、当面といいますか、今後二、三十年で整備できるようなものの計画というようなことでございます。その整備計画に基づいて河川の工事を実施していくというふうになっております。今やっている工事というのが、その基本方針が策定される以前からつくっており、もとになる全体計画とか工事実施基本計画とかあります、そういうのに基づいて工事を進めているということです。

○議長 おわかりでしょうか。この河川審議会は基本方針を議論するところで、河川整備に関する具体的な計画は別の委員会、流域委員会で議論するということです。そこには地元の方とか、地域のことに対する理解の深い方が参加して議論されることになろうかと思いますが、今行なわれている工事はまだ工事実施基本計画という旧の法律で決められた計画で進んでいるということですね。ですから、

河川の基本方針と整備計画を早くつくらないと、その前に川の方はどんどん変えられてしまうと皆さん懸念されていると思います。その辺、審議会のここ四、五年のプランクというのは気になるところでございます。

大体、予定の時間が参ってるようですが、ぜひこの機会に、という何かご意見があればお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○委員 だから、その原案というときに審議委員会があつてどうするかというならいいんですけども、もう既に進んでこうなると言ってから審議委員会いったら、ちょっと何か、大幅な手直しつつできないような気がするんですよ、行政が一たん動き出すと。それがちょっと、せっかくあるのにもったいないなと思うんです。

○事務局 まさに今言われるとおりでございます。那智川につきまして、今既にもう工事が、やはり先ほどからご説明させていただいたように、治水が待ったなしというところもあって、実際事業については、まさにこれは旧制度による工事なんですけれど、それで拡幅の工事がどんどん進められてる。それで、今言わたようなことが現地で起こっておるわけです。少しおくればせなんですけれども、きょうのご審議いただいた基本方針を踏まえまして、できるだけ早く整備計画をつくって、それからの工事にはそれはぜひ生かしていきたいというふうに考えております。それまで工事をストップするわけにもいきませんし、やはりそれまでの経過については、今のできるだけそういうふうな先のことを取り入れるところは取り入れながら今事業を進めてまいりたいと、当面、そういうふうに考えております。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 そうすると、こういう事例はほかの河川でもあるということになるんでしょうか。

○事務局 まさにございます。先ほどの資料2のところに現在の基本方針の策定状況と、きょうお諮りしたところと、それからまだ今後策定予定のところというのがございます。実はこの今後策定予定の中でも、治水事業はすべて今事業中でございまして、さまざまな事業進めております。ですから、そういうところは、基本的に今の新しい制度をこれからできるだけ早く決めていきたいと、そういう

ように考えております。

○議長 整備基本方針の策定河川以外に、整備計画の策定河川がどうなってるか、その表もお示しいただかないと、実際現地がどう動いてるかということにつながらないと思いますので、ぜひ見せていただきたいと思います。

時間も参っておりますが、その他に関して事務局の方で何か準備しておられることございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかによろしいでしょうか。ないようでしたら、本日の審議会を閉じさせていただきます。後は事務局の方でよろしくお願ひします。

○司会 委員の皆様、本日は本当にありがとうございました。これをもちまして第8回和歌山県河川審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 次回のスケジュールはございませんか。

○事務局 また改めてお願ひさせていただきます。

○議長 また4年後じゃないですね。

○事務局 一応年内を目標に。